

幼児教育・保育の無償化について

保育料

月額 25,700 円まで無償

- ・満3歳から小学校就学前までの子どもが対象です。
- ・入園料は、入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象になります。

※ただし、幼稚園が25,700円よりも高い保育料を設定している場合は、その差額分を支払う必要があります。

※バス代、行事代などは保護者負担となります。

預かり保育

月額 11,300 円まで無償

- ・保育が必要な3歳児から小学校就学前までの子どもが対象です。
- ・（注）無償化の対象となるには、**手続（保育の必要性の認定申請）**が必要です。

- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動します（450円×利用日数）。

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります（月額16,300円が上限）。

※ 保育の必要性の認定を受けなくても、預かり保育は利用できますが、利用料は無償化の対象になりません。

◎申請手続について

・保育の必要性のない方（就労等を理由に預かり保育を利用しない方）



「子育てのための施設等利用給付認定・変更認定申請書」の認定種別の1号を選択し、必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

・保育の必要性のある方（就労等を理由に預かり保育を利用する方）



裏面をよくお読みになり、「子育てのための施設等利用給付認定・変更認定申請書」の認定種別の2号又は3号を選択し、必要事項を記入及び必要書類を添付の上、幼稚園へご提出ください。

◎提出期限

幼稚園が指定する期限までに幼稚園に提出してください。間に合わない場合は、裏面お問合せ先にご連絡の上、直接保育課に提出してください。

保育の必要性の認定に係る申請手続について

1 提出書類

対象	要件	必要書類
認定希望日時時点で 3歳児（年少）～ 5歳児（年長）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性がある方 ※月64時間以上の就労を常態とする方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てのための施設等利用給付認定・変更認定申請書（認定種別の2号を選択してください） ・【2 保育の必要性の認定及び添付書類】に記載の書類
認定希望日時時点で 満3歳児（3歳になってから最初の 3月31日までの間の子ども）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性がある方 ※月64時間以上の就労を常態とする方など ・市区町村民税非課税世帯※¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てのための施設等利用給付認定・変更認定申請書（認定種別の3号を選択してください） ・【2 保育の必要性の認定及び添付書類】に記載の書類 ※市区町村民税非課税世帯で令和6年1月1日に富士見市に住所がなかった方は、令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村発行の令和6年度市区町村民税非課税証明書（保護者全員分）が必要です（コピー可、源泉徴収票は不可）。※ ²

※1 要件に該当するかどうかは、4月～8月分の利用については前年度市区町村民税、9月～3月分の利用については当該年度市区町村民税を基に判定します。

※2 令和7年9月以降の認定申請をする方は、「令和6年」を「令和7年」に読み替えてください。

2 保育の必要性の認定及び添付書類（添付書類は、保護者全員分必要です）

※保育の必要性が認定されるのは、児童の保護者（児童の父母等）のいずれもが、次の1から7までのいずれかの「保育を必要とする理由」に該当し、かつ、児童の保育が必要な場合です。

（例）父と母が月64時間以上の就労を常態としている場合→父と母それぞれの就労証明書を添付

	保育を必要とする理由	認定期間	添付書類
1	月64時間以上の就労を常態としている場合	小学校就学までの必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書※お勤めの会社にも書いてもらうものです。 ・自営業等申告書（自営業主・自営協力者・内職の方及び就労先が複数ある方） ※産休・育休中及び就労内定の方は、同意書も必要
2	母親が出産を予定している場合	出産予定月及びその前後2か月の計5か月間	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載欄）
3	病気・負傷又は心身に障害がある場合	小学校就学までの必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（保育施設入所申込み・支給認定用） ※障がいによる手帳等の交付を受けている方は、手帳の写しも必要です。
4	病気や心身に障害のある親族を、常時看護・介護している場合		<ul style="list-style-type: none"> ・被介（看）護者の状態が分かる資料（例：介護認定証、入院治療計画書、診断書など）
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合		<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書
6	求職活動を継続して行っている場合	最長3か月間	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申告書兼誓約書
7	就学又は技能習得のための職業訓練を受けている場合	小学校就学までの必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> ・在学していることが分かる資料（在学証明書等） ・カリキュラム等の時間割

●問合せ先

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800-1 富士見市子ども未来部保育課 ☎：049-252-7105